

令和 6 年度 第 4 回 刈谷市水道事業及び下水道事業審議会 議事録

1 日 時

令和 7 年 1 月 21 日（火）午後 1 時 30 分～4 時 10 分

2 場 所

刈谷市役所 1 階 101 会議室

3 出席委員 6 名

齊藤 由里恵（中京大学准教授） ※会長

平山 修久（名古屋大学准教授） ※会長職務代理

丸地 弘泰（丸地公認会計士事務所）

作田 美乃利（かりや消費者生活学校委員長）

石塚 友和（愛知県西三河水道事務所所長）

小川 琢司（中部電力ミライズ株式会社）

4 欠席委員 3 名

松本 嘉孝（豊田工業高等専門学校教授）

岡田 行永（刈谷商工会議所専務理事）

早川 一美（刈谷市女性の会連絡協議会会長）

5 事務局

中村 功一（水資源部長）

【水道課】

早川 幸治（課長）

柵木 秀夫（課長補佐兼工務係長）

森 精一（総務係長）

野村 真平（主任主査）

石川 美緒（主事）

【下水道課】

深谷 裕之（課長）

伊藤 和也（業務係長）

稻垣 雅志（計画係長）

牧野 宏紀（主任主査）

中村 貴行（主査）

6 傍聴者

なし

7 公開・非公開の別

公開

8 次第

1 議題

- (1) 刈谷市水道事業の経営戦略の改定及び料金体系について
- (2) 刈谷市下水道事業の経営戦略の改定及び使用料体系について

2 その他

『1 議題』

(1) 刈谷市水道事業の経営戦略の改定及び料金体系について 質疑等

(事務局より刈谷市水道事業の経営戦略の改定及び料金体系について説明)

【委員】

資料の13ページや14ページにて、40m³超の多量区画の有収水量が減少しているという説明があったが、少量の区画の有収水量が増加しているのは核家族等により水量が伸びているのかなと思うが、40m³超の多量区画が減少している分というのはどういった世帯なのか、もしくはどういった業種なのかを教えていただきたい。

【事務局】

口径が大きい使用者の影響が大きいと考えておりますと、口径40mmは集合住宅など、口径50mm以上は主に工場などが挙げられます。これは、本市が自動車関連をはじめとした産業のまちであることから、産業活動の影響を強く受けるというところも有収水量の減少に影響しているのではないかと考えています。

【委員】

大きな工場などは経営状況や景気の関係で有収水量に変動があるということは、言い換えれば景気等が良くなれば有収水量が伸びるという見方もあるのか。

【事務局】

有収水量は景気等の状況と合わせ企業努力も影響するため、一概に景気が良くなれば有収水量が増えるというわけではないことが、資料14ページのグラフから読み取れると考えています。

【委員】

将来的にも、多量区画での有収水量の伸びは見込めないということでしょうか。

【事務局】

そのとおりです。

【委員】

資料34ページにて口径別供給単価のグラフがあり、資料35ページにてメリット・デメリットが説明されているが、使用者への説明のしやすさで言うと一律にしたほうが説明しやすいと思いますし、経営の安定の観点で言うと案③に寄るという説明があった。資料34ページでは供給単価という、使用者からいただく料金の単価になっているが、市としては給水原価については口径別に原価を算出しているのか、一律合計で算出しているのか。原価によってもどの口径で利益が出ているのかを加味した上で、案①から案③のどれにするかを検討したほうが、経営の安定性の部分でより評価ができると思うが、給水原価はどのように算出しているのか教えていただきたい。

【事務局】

給水原価については、かかる費用を全体の有収水量で割った一律の給水原価をベースに、供給単価と比較しています。

【委員】

料金改定というのは市民の方への影響が大きいと感じています。ただ、この議論をする上では、まずは料金改定の必要性を考えると、水道事業の安定性の部分をまず考慮し、考える必要があると思っています。やはり、市民の方にご負担いただく上で、どうしても市民の方への負担の仕方の議論になると思うが、ただ、まず継続してこの事業が安定して営まれるように料金改定が行われる、その目標を第1に考えなければならぬと思っています。そのため、説明いただいた案①から③の中では、案①はあくまで参考であって、案②か③の選択になると思っています。また、経営の安定性を鑑みれば、安定した収入の確保が必要になりますので、基本料金の割合の改善等の分析においては、そのとおりだと思っています。

参考に、案②と案③にて料金が変わった場合、近隣団体の中でどのくらいの位置になるのか教えていただきたい。

【事務局】

概ねの順位となりますと、口径20mmで40m³使用した場合に、西三河地域においては案②で4番目程度、案③で6番目程度となります。

【委員】

口径40mmは集合住宅などが挙げられると説明があったが、例えばマンションなどは集合住宅と同じように口径40mmが使われているのか。マンションに受水槽があり、

受水槽にお水を供給するために口径が大きいもの使い、各家庭にはそれを分散して供給すると思われるが、一戸建てと比較するとマンションの人は水道代が高いのかなと思うのだが、そのような解釈でよいのか。

【事務局】

受水槽にお水を貯めてポンプで各家庭に配水する場合のマンションの口径については、比較的小さいものが使われています。口径 40 mm を使用するマンションにおいては、最近では受水槽にお水を貯めるよりも直接水を送った方が新鮮な水が届くことから、加圧する機械を使い各家庭に直接お水を届くようにしています。元のメーターは口径 40 mm が使われ、その先では 13 mm の口径が多いと思いますが、各家庭においては、集中検針盤の機械を設けること等により、概ね口径 13 mm や 20 mm と同じように料金をいただいている。

【委員】

資料 7 ページのパブリックコメントについて、市ホームページの閲覧数を教えていただきたい。

【事務局】

水道事業は 200 件、下水道事業は 101 件です。

【委員】

案①から案③については、資料 27 ページに考え方方が整理されていると思います。基本料金と水量料金で定率にするのか定額にするのかは、単純に考えると枠が 4 つあるので 4 象限がある中で、下側の基本料金の定額については検討外にするということは、基本料金については小口径の方に配慮をするという考え方だと思います。水量料金については、定率にすると大口・多量使用者の負担が増えるということ、定額については大口に対して配慮することであり、この考え方方は基本的な考え方だと思いますが、刈谷市としてどういうメッセージをしっかりと市民に伝えていく、こういう料金体系にしていきますというのが重要なことだと思います。様々なデータが出されていますが、どうやって市民の方に伝えていくのかというところで、経営の安定性や市民全員で負担していくなど、これまでだと小口径では水は 65 % 使っているが、料金としては 57 % しか負担されていない、その反面、単価的にも資料 16 ページにあるとおり大口の方に支えてもらってきてている。ただ、これでは将来にわたって水道事業を維持していくことの考え方からいくと、市民の皆でしっかりと支えましょうという考え方でいくという

ストーリーを組み立てて、案②や案③でいきますという考え方を示していくことが大切だと思います。そのため、今後考え方をどのように示していくのかというのを検討していただきたいと思います。

また、案②と案③については、資料33ページで、ポイントは1コインの500円か、あるいは1枚の1,000円だと思うので、税抜き500円超えるか、税抜き1,000円を超えるかなど、そのあたりでどちらが良いのかの議論になるのではないかと思います。経営の安定性を優先するのであれば案③で、案③は4人世帯でも税抜き1,000円以内に収まると思いますし、案②の1人世帯に配慮するのであれば、1人世帯でも税抜き500円以内になるという考え方があると思いますが、個人的には案③でいいのではないかと思っています。一方、おそらく将来にわたってこの1回で料金を考えるのが終わるのではないと思っています。刈谷市の地域が経済成長すれば水道料金も上がっていかるのが自然であり、今回はこういうことに配慮し、ただ、最終的なゴールは資料34ページの供給単価は使用者負担原則ではないが、口径13mmの人も口径125mmの人も、1m³当たりの単価はだいたい同じにしていくのが最終的なゴールなのであれば、例えば今回は小口に配慮するが、次回は大口に配慮していきますといった考え方も合わせて議論していければよいのではないかと思います。

【委員】

今いただいたコメントの中で、料金改定においてどういったところを重視していくかなど、事務局の考え方や案①から案③の事務局としての案があれば教えていただきたい。

【事務局】

事務局として案②と案③にて説明しましたが、まず目標としては経営の安定化を図りたいと考えています。案③ですと案②と比較し、急激に負担を一般家庭にお願いすることになります。案②ですと、隨時経営状況を把握し分析する中で、有収水量が予測と乖離すること等により再度料金改定の検討が必要となった場合において、水量料金の遅増度を検討するというのも一つの考え方だと思っています。可能であれば引き続き各委員の意見を伺いたいと思っています。

【委員】

平均改定率30%としたのは財政目標を貰えるところで設定しており、料金体系をどうするかについては、経営の安定化というところで基本料金の割合を26%から31%へ上げることが大きな変更だと思います。それで言うと事務局から出していただ

いた案②と案③が適合しています。案②と案③の違いで言うと、案②は案③と比べると小口径の水量料金の改定幅が低いことが挙げられます。考え方として、基本料金の割合を上げることでそれぞれ負担が増えることになるが、それに加えて水量料金をどのようにするのがよいのか、他の団体と比べることがいいのかというところはありますが、現状刈谷市においては他の団体と比べると遅増度は大きい状況ではないというのが一つあります。ただ、遅増度のあるべき姿は一律が目標として掲げられるところもあり、遅増度を緩和していくのは今後も考えていかなければならないことだと思います。そのため、基本料金と遅増度に関係する水量料金と一緒に改定していくのか、まずは案②から始めていき、次の段階でワンステップ上げていくのかだと思います。事務局から委員の皆さまの意見を聞きたいとのことから、案①から案③、また他の方法があるのかも含めて意見を頂戴したいと思います。

【委員】

案③がよいと考えました。理由としては経営の安定性をまず一番に考えなければならぬいためです。また遅増度が刈谷市は3.2と高くないが、案③を適用すると2.5となり、さらに低くなります。ただ、もともと遅増度は水道事業の整備の時には使用の抑制の部分があったと思います。今大口の使用料がだんだん大きく落ち、また全体的にも減少している中で、遅増度を下げるということは、水道事業の整備状況や環境を踏まえると、この部分をより改善していくのは必要だと思います。

【委員】

刈谷市の水道料金のアップ率は全国的に見ても低いと思うので、値上げについては賛成です。刈谷市においては、結婚して子どもが生まれ、子どもが小学校に上がる頃に、例えば社宅等に住んでいる方が家を建てようとした時に、土地が高く家を建てられないことを理由に他の市町村に転出される方が多いと聞いています。そういう方を引き留めるという意味で案②がよいと思います。理由は、4人世帯のアップ率が低いためです。

【委員】

案③がよいと思います。今回の水道料金の値上げの一つのテーマは経営の安定性が軸だと思いますので、小口径の使用者の負担増があるとは思いますが、なぜ水道料金を上げるのかの目的をしっかりと説明することが前提とはなりますが、経営の安定性を目指していくところで、一番効果の高い案③を目指すべきだと思います。

【委員】

経営の安定化というところで案③だと思います。多量使用の大口径の有収水量が今後伸びない中で、そこに収入の部分も求めていくのは経営の安定化の観点からみると少し違うと思います。やはり小口径の方にも負担してもらい、かつ逓増制を低くして、使っても同じような形の使用料でいくのがよいと思います。逓増度は昔の水源開発から節水や水は貴重なものという感覚の中で使用を抑えていくという状況はあったと思いますが、今の時代とは違うところもありますので、そういったところも見直していくという意味で案③だと思います。

【委員】

経営を考えると案③だと思うが、割合で言うと一人世帯は約48%のプラスになっており割合からするとかなり大きなものになっています。例えば、今回は皆で支える水道としていきたいのでこれだけの負担をお願いしたいということで、次考える時は小口に配慮しますという考え方もあると思います。ただし、案③で行くのであれば先ほどの4象限の図のように考え方をしっかりと説明していく必要はあると思っています。

【委員】

案②が良いと思っています。経営を考えると案③が良いと思いますし、上げ幅を額で見れば案②も案③も大きな差はないと思いますが、どうやって説明していくかの部分で案②と案③は大きく違うと思っています。やはり40%を超える改定と40%以内の改定は使用者の感情的に大きく違うと思いますし、案②のほうが説明をしやすいのではないかと思っています。

【委員】

経営の安定性について、不確実性に対する安定性の気がしています。ボリュームとしてプラス7億円を確保することは案①から案③は全部同じであり、料金収入全体とすれば同じになります。ここで言うところの経営の安定性とは、例えば大口が経営努力をして水循環の施設を導入し、水の使用量が減少し料金収入が減少することや、井戸を半分使うようになったなど、そういった経営の不安定性をどう捉えるのかという部分での経営の安定性だと思います。全体のボリュームとしての経営の安定性と、その中身の不確実性をどう捉えるのか、水道料金を徴収する中身の、特に大口が今後どのように変わるかもわからない、その部分の経営の安定性の低い、高いというところを少し議論するところではあると思います。もっと大きな経営の安定性で言うと、30%増でよいのかというところもあるが、そこは案①から案③のどれでも30%のプラス7億円の確保はで

きていることは理解しておくべきだと思います。

【事務局】

案②と案③については、考え方を整理して説明していくことが非常に大事であるのは同じであり、どちらも可能性があると思って提案しています。公共という立場としては、説明等を考えると案②のほうが説明はしやすいと思っています。物価が上がり、企業等も影響は受けているが、ガソリン価格等でも各家庭単位での影響を気にされることが多く、1家族当たりどの程度金額が上がるのかという質問を受けることが多いため、どの案でも厳しいとは思うが、委員から説明のあったように1コイン以内の考え方のほうが受け入れやすいのではないかと考えています。ただし、委員の意見を踏まえながら考えていきたいと思っています。

【委員】

資料14ページにて大口の使用水量が減少している中で、資料32ページにて大口が案②だとプラス16万円、案③だとプラス11万円となっているため、案②だと大口の量が減るリスクが大きくなるのではないかという理解を委員の皆さんにされているのではないかと思います。

【委員】

資料32ページにて、案③の小口径の一般的に使われている口径13mmと20mmの改定率が他の案より大きく上がっており、一番多くの方が使っているところの負担が重いと数字だけを見ると感じます。案②の改定率はだいたい30%前後で揃っているのではないかと思います。

【委員】

市民の方への説明の中で、おそらく20m³使用した場合の例で説明することがあると思うが、そうした場合に案③の口径13mmや20mmの増加率は目立ってしまうと思いました。

【委員】

料金改定というのは、今から5年や10年などの期間を区切って、この期間はこの改定でいきます、ただ、現状を踏まえて例えば大口の人がどんどんやめられて、大口を使う人がいないとなった場合には、もう一回何年か後に見直しを図りますという注釈としてつけることはできるのか。

【委員】

もちろん料金の算定期間を定めて算定されておりまますし、大口の動向や先ほどピックアップしていただいた口径40mmについてもコロナ禍で水量が増えたから減少になっているのかなど今後の動向見えにくいところがあります。また、企業ですとエネルギーのグリーン化など、特に水道はエネルギーをかなり使うところもあり、そういう観点からの見直しも増えてくるかもしれないため、今後の動向をきちんと見ていきながら、次の段階を検討するというのが事務局からの説明だったかと思います。

【委員】

今回水道料金の改定はずいぶん長い間されていなかったと思いますが、お約束ごととして短いスパンで見直しを図りますということを付けていただけると安心です。

【事務局】

昨年、審議会を立ち上げてますが、これから毎年経営状況を報告させていただく中で、概ね3年から5年に1回は料金の検証をさせていただき、その中で不足する事があれば、料金改定の検討をしていくという考え方をもっています。もし、検討する中で委員の皆さんから料金改定の必要がないという判断をいただいた場合は、また次の次の3年から5年の区切りに検証をしていきたいと考えています。

【委員】

料金算定期間を示しながら、料金改定案を出していくという認識でよいのか。また算定期間経過後は料金を見直すという認識でよいのか。

【事務局】

現在の状況を踏まえた料金体系案を示し、それは3年から5年ごとに検証を図っていくことを説明していきます。

【委員】

料金体系の見直しが必要となった場合は、利率や考え方も見直していくという認識でよいのか。

【事務局】

そのとおりです。

【委員】

案②で見たときに、大口の使用を想定した体系となっているため、その見通しが違つてくればすぐに見直しが必要になってくると思いますので、そういう感覚を持ちながら示していくことが必要だと思いました。

【委員】

隨時検証を行い、料金体系の必要な見直しをするのであれば、案②かなと思います。

【委員】

料金改定の検証を隨時行っていくという方針をきちんと示していくということを含めて案②にて結論を得たいと思います。審議会としては案②として事務局に提案したいと思うがどうか。

【各委員】（異議ない旨の意思表示あり）

【委員】

これを踏まえまして、今年度の第1回の審議会で質問をいただきましたので、そちらに対する答申をするかたちになるかと思いますが、その答申書案については、事務局と委員長の方で作成させていただき、次回の審議会においては、その答申書案についてご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

（2）刈谷市下水道事業の経営戦略の改定及び使用料体系について 質疑等

（事務局より刈谷市下水道事業の経営戦略の改定及び使用料体系について説明）

【委員】

使用料改定後の使用料単価の水準に関して、流域下水道維持管理費負担金の単価改定が令和7年度にあること、正式決定は県議会での議決後であること、それに伴って汚水処理原価が変動することが想定されると説明があったが、現時点では把握している情報や下水道使用料の単価水準の設定にこれらの事情がどのように影響してくるのか教えていただきたい。

【事務局】

現時点において、県から提供いただいた情報を基に仮で試算いたしました内容について、補足として説明させていただきます。

流域下水道の維持管理費負担金につきましては、令和7年度から負担金単価の増額改定を想定しているとのことであります。それを踏まえまして汚水処理原価を試算いたしますと、令和8年度から令和14年度にかけての汚水処理原価は、経営戦略改定案での将来推計と比較して、約6円上昇する見込みとなっています。

僅かではありますが、汚水処理原価が123円/m³を上回る年度があり、経営戦略改定案での将来推計で使用しました123円/m³の使用料単価設定のままでは、経費回収率が

100%を割り込みまして、基準外繰入金が発生する年度が出てくることが想定されます。

そして、負担金単価の改定につきましては 3 年に 1 回、今後は令和 10 年度、令和 13 年度に定期改定が行われる予定となっています。今回のような単価の上昇改定が行われる可能性もありますし、一方で過去にはほぼ据え置きの改定が行われたこともありますので、先行きは不透明な状況ではありますが、改定内容によっては経費回収率が 100% を下回る可能性もあります。

このような状況で使用料単価の水準をどのように考えていくのかについては、経費回収率 100%以上の確保と市民の皆様の負担増を最低限に抑えることを両立させていきたいことを考慮しますと、事務局としましては、あくまで試算ではありますが、経費回収率が約 101%で推移する見込みとなる 125 円/ m^3 の使用料単価水準、平均改定率としては約 30%が妥当な水準であると考えておりますが、将来に向けた安定経営や更新投資への備えに向けてもう少し高い水準を目指しておくべきとか、123 円/ m^3 のままで良いのではないかといった観点を含めてご意見いただければと思っております。

【委員】

改定後に想定する使用料単価の水準として、これまで 123 円/ m^3 であったものを流域下水道の負担金単価改定に伴って、125 円/ m^3 に 2 円ほど上げることが想定されるとのことだが、将来の更新投資の財源確保や資本的収支の基準外繰入金の早期解消について、125 円/ m^3 の水準で余裕があるか分からぬが、クリアできる水準であると考えて良いのか。

【事務局】

その考え方問題ありません。

【委員】

125 円/ m^3 に使用料単価が上がることで平均改定率が約 30%になると、例えば資料にある改定案①ではそれが約 30%の改定率になるような均一の改定になると考えればよいか。

【事務局】

そのとおりです。各モデルケースにおいて負担増加割合が約 30%になるような使用料体系を想定しています。モデルケース別に比較しますと、123 円/ m^3 の改定案に比べ 1 人世帯では 1 ヶ月あたり約 10 円、5 人世帯では約 50 円の負担増加となります。

【委員】

使用料体系の改定案を考えるに当たっては、水道事業の料金体系の考え方とある程度合わせておいた方が良いかと思う。水道事業の方の改定案②や③と比較して、それに近い考え方になるのは、どの改定案か。

【委員】

水道事業の改定案②は、従量料金の累進性を高めていない改定案になっているため、その点から考えると下水道事業の改定案の中では従量使用料をほぼ同等の割合で改定する改定案①が最も近い考え方のものになります。

水道事業の改定案③のように累進性を遞減するという方向性であれば、改定案②が最も近い考え方になります。

【委員】

改定時期については、水道事業と同じ令和8年4月であっても十分な周知期間を確保できていると思うので、問題ないかと思う。使用料単価の水準については、高い低いの判断は難しいが、123円/m³でも125円/m³でも妥当な根拠を説明できるのであれば良いと思う。

【委員】

市民の立場からすると、水道料金と下水道使用料がダブルで上がるとそこそこの金額になると思う。下水道使用料の改定案としては③を希望するが、理由としては水道料金の改定案②を選んだことで、使用水量が減ってきてている企業等に若干配慮した形になっているため、下水道使用料の方は逆に市民の負担を少なくし、その分企業に負担してもらいたいと考える。

【委員】

下水道使用料は基本的に水道メーターを利用して使用料を算定しており、排水のみ等の一部の例外を除き、下水道の排水量は水道の使用水量と連動しているため、使用水量が減ってきてている企業等に負担を求めていくのは難しいのではないかと思う。

【委員】

使用料単価の水準については先ほどの説明からすると、125円/m³で考えるのが良いと思う。経営の観点からすれば、県が値上げすると言っているのに、その情報を持っているにもかかわらず、基準外繰入金が必要になるかもしれない水準とするのは良くないような気がするし、もし基準外繰入金が必要となってしまったときにどのように市民に対して説明していくのかを考えると、県の値上げを考慮した125円/m³の水準で考える

のが良いと思う。

使用料体系の配分については、資料 11 ページのグラフを見ると水道とは若干状況が違っていて、単身世帯は使っている量に比べて使用料の負担が大きい状況で、大口使用者についても同様の状況になっている。一般世帯が使っている量に比べて使用料が少ない状況となっているので、一般世帯で支えていただく形にするのが良いのではないか。そう考えると、改定案①か②が良いと思う。125 円/ m^3 なら資料にある 123 円/ m^3 からプラス 2 円なので、例えば 3 人世帯なら 40 m^3 で 80 円を資料の数字に加えても、1 ヶ月当たりワンコインの範囲に収まるのかなと思う。

改定の時期については判断が難しいが、水道と下水同時あるいは時間差で改定するにしても、いずれも早く改定しないといけないと思われる所以、出来るだけ早い段階を考えると、同時になんでも仕方ないのかなと思う。

【委員】

改定後に想定する使用料単価の水準について、現時点で 125 円/ m^3 を見込んでいるのであれば、それを反映したほうが良いと思う。考え方としては、現時点で合理的に見込める要素は加味したほうが良いと思うし、逆に見積り的な要素は不安定な情報になるので、もし将来に負担金単価が上がることで基準外繰入金が発生した場合には、当然に再度使用料改定をする含みを持たせるといったところで対応する。なので現時点で合理的に見込まれる水準である 125 円/ m^3 とすべきと思う。

使用料体系案については、水道事業の体系案の考え方を踏まえると体系案①が説明しやすいのではないかと考える。各使用水量帯での負担増加割合に差がないのも理解しやすいと思う。

改定の時期については、基本的にお金が足りない事業なので、可能な限り早いうちに対応するのが望ましいと考えている。

【委員】

使用料単価の水準については、他の委員と同様に見込める部分は見込んでおくものだと考えているので、最低でも 125 円/ m^3 は見込んでおくべきかと思う。

使用料体系案については悩ましいが、水道は使用者によって用途的な違いがあるが、下水道は使ったものを流すという点ではあまり用途的な差はないと考えられるため、一律で負担をする改定案①のような考え方もできると思う。

改定の時期については、経営の観点からやはり早期に水道事業と合わせて実施するの

が一番かと思う。ただ、各家庭でトータルの負担増が大きくなると問題があると思うが、今回の水準であれば受け入れられるのかなと思う。

【委員】

皆様からの意見をまとめると、使用料単価の水準については事務局から提案のあった125円/m³で良いとの意見が多かったと思う。1点気になるのが、令和10年度にも流域の負担金単価改定が予定されているが、それを加味しても125円/m³でよいのか確認したい。

【事務局】

今までの負担金単価改定の際の動向を踏まえますと、前回・今回と大幅な上昇となっていますので、このまま上がり続けることはなく、多少は落ち着いてくるのではと考えています。

県の方でも汚泥処理の共同化の取組を進めており、これが軌道に乗ってくると全体的な負担が抑えられる見込みであると聞いていますので、令和10年度の改定では今回のようないくつか大幅な上昇にはならないと考えています。

【委員】

次回以降の負担金単価改定について、不透明なところを見込むのは難しいと思うが、それを考慮しても125円/m³で余裕があるわけではないが、皆様が発言いただいたとおり妥当な水準ではないかと思う。

使用料の体系案については、いくつか議論のポイントがあったが、改定案①が多かったかと思う。今回は平成25年度ぶりの改定ということでこのような改定案で良いと思うが、10m³までの使用者群を見ると、使用水量と調定額に結構乖離があるように見える。これは基本使用料が大きく影響していると思われる所以、使用水量と調定額を比較する際には、固定費に当たる部分を別に考えて整理していくことも今後は必要ではないかと思う。改定案②では10m³以下も含めた小口に負担を求めていたため、今回の資料からすれば、既に大きく負担している使用者に対してさらに負担を求める形になることから合理的な説明が難しいことを考えると、改定案①の方が望ましいのではと考える。消去法的な考え方になってしまっているので、引き続き使用料体系については検討してもらいたい。

使用料改定の時期については、経営戦略でも示されているとおり、出来るだけ早期にということで令和8年度、水道事業と同時期となることについては、水道事業とは別の

事業であるので、それぞれの事業で必要になるタイミングで改定すべきであり、問題ないと考えている。ただ、市民にとっては一緒に請求されるものであるので、きちんと説明できるようにしておくことが重要であると思う。

今回の審議についてまとめると、使用料単価の水準については 125 円/ m^3 、使用料体系の配分については改定案①、改定の時期については出来るだけ早期ということで水道事業と同時にはなるが、令和 8 年度を目指すべきというのが皆様から出た意見かと思うがどうか。

【各委員】（異議ない旨の意思表示あり）

【委員】

水道事業と同様に答申案を作成させていただこうと思いますので、次回の審議会において、その答申書案についてご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【委員】

今回の審議内容とは別に、パブリックコメントでの意見に対する回答について、今後公開されるのか。

【事務局】

はい。現時点では資料にあるとおり回答することを考えています。

【委員】

能登半島地震を受けて、下水道を浄化槽に転換して復興していくことも国交省では検討されており、浄化槽の方が災害の復旧・復興に関しては強い面もあるので、回答には未整備地域について、今後下水道を整備していくのか、災害リスクを考えて浄化槽の方が良いのか、トータルで考えて検討していくとした方が良いと思うので、検討いただきたい。

【事務局】

前回の審議会でも議論いただいた、今後の整備区域の見直しに関わってくる内容で、整備区域縮退の考え方もある中で、浄化槽・下水道のそれぞれの特性を活かした地域に合う様な整備手法を検討していくイメージであります。委員が言われたような表現を交えて回答を検討いたします。

《2 その他》

事務局より資料3審議会のスケジュール及び令和7年度の審議会の日程について説明。

以上